

県立障害児者入所施設のあり方検討会

報 告 書

平成 2 7 年 3 月

県立障害児者入所施設のあり方検討会

目 次

1	はじめに	3
2	これまでの検討経過について	4
3	県立障害児者入所施設の現状と課題	
	(1) 県内の障害児者入所施設の状況	6
	(2) 県立障害児者入所施設の現状	7
	(3) 県立障害児者入所施設の主な課題	8
4	県立障害児者入所施設の今後の方向性	
	(1) 検討に当たっての基本的視点	18
	(2) 県立施設として運営する必要性	19
	(3) 県立施設に期待する役割, 求められる機能	20
	(4) 民間施設等との連携・協力	22
5	各施設等の今後の方向性	
	(1) 啓佑学園	25
	(2) 第二啓佑学園	27
	(3) 船形コロニー	28
	(4) 地域の環境整備	31
	(5) 人材の育成・確保	32
6	おわりに	33
参考		
	県立障害児者入所施設のあり方検討会開催要綱	34
	県立障害児者入所施設のあり方検討会構成員名簿	36
	検討経過	37
	資料編	38

1 はじめに

- 宮城県では、県立社会福祉施設のあり方及び今後の方向性を検討するため、平成16年度と平成20年度において、県庁内の検討組織として「県立社会福祉施設のあり方検討会」及び「県立社会福祉施設のあり方検討会ワーキンググループ」を設置し、その後、平成16年12月と平成21年3月に、それぞれ報告書として取りまとめ、その検討結果に沿って、県立社会福祉施設の運営を進めてきた。
- このうち、県立社会福祉施設としての役割が存在し、民間のノウハウを活用することで、より効果的で、よりサービス向上に繋がることが期待できる施設については、指定管理による運営を行うことが適当とされた。主に知的障害児者を対象とする県立の入所施設である啓佑学園、第二啓佑学園、船形コロニーの3施設については、平成18年度以降、指定管理者制度のもと、社会福祉法人宮城県社会福祉協議会が管理運営を行っている。
- 啓佑学園では、平成24年4月の児童福祉法改正に伴い、平成29年度末までに18歳以上入所者の移行先を確保することや、新規入所児童の受け入れ確保に向けた対応が求められている。また、第二啓佑学園では、入所者の固定化や入所期間の長期化が進んでおり、新規入所者の受け入れや現入所者の地域生活移行等の選択肢を広げるための取り組みが求められている。さらに、船形コロニーでは入所者の高齢化や施設・設備の老朽化等への対応が必要となるなど、各施設における課題が山積している。
- このため、これまで県立障害児者入所施設が果たしてきたセーフティネットとしての役割や機能を継続しつつ、国や県における障害福祉の基本施策を踏まえた入所児者の地域生活移行を推進するための支援策のあり方を検討するとともに、啓佑学園の18歳以上入所者の障害者サービスへのスムーズな移行に向けた方策や、施設老朽化が進む船形コロニーの施設整備のあり方等を検討するため、平成26年5月に「県立障害児者入所施設のあり方検討会」（以下、「検討会」という。）が設置された。
- 検討会においては、学識経験者や施設関係者のみならず、施設利用者の家族や市町村の福祉行政担当者がメンバーとして参画し、平成26年6月から平成27年1月までの間、計5回の会議を開催し、それぞれの立場から県立障害児者入所施設の今後の方向性について議論を重ねてきた。
- 本報告書は、これまでの県の取組状況を踏まえながら、上記の課題解決に向けた方向性や、県立施設として求められる役割や機能を整理し、県立障害児者入所施設のあり方に関する今後の方向性について、検討会としての検討結果を取りまとめたものであり、その結果を報告するものである。

2 これまでの検討経過について

- 県では、平成16年度と平成20年度に県立社会福祉施設のあり方及び今後の方向性について、県庁内に検討組織を設置して検討を行い、平成16年12月と平成21年3月に「県立社会福祉施設のあり方について（報告書）」を取りまとめている。
- これらの報告書では、県立社会福祉施設の役割及び基本的方向について、以下のとおり整理されている。

〔県立社会福祉施設の役割〕

○法定義務

法令上、県に設置が義務付けられているもの

○採算性

事業採算性の観点から民間では収支バランスがとれにくいもの

○先導的・先駆的機能

民間ではノウハウが確立していない先導的・先駆的なもの

○広域的支援機能

施設職員の研修、民間施設のバックアップ機能、セーフティネット機能、市町村や類似施設とのネットワーク機能などの広域的支援機能のうち、民間では対応が困難なもの

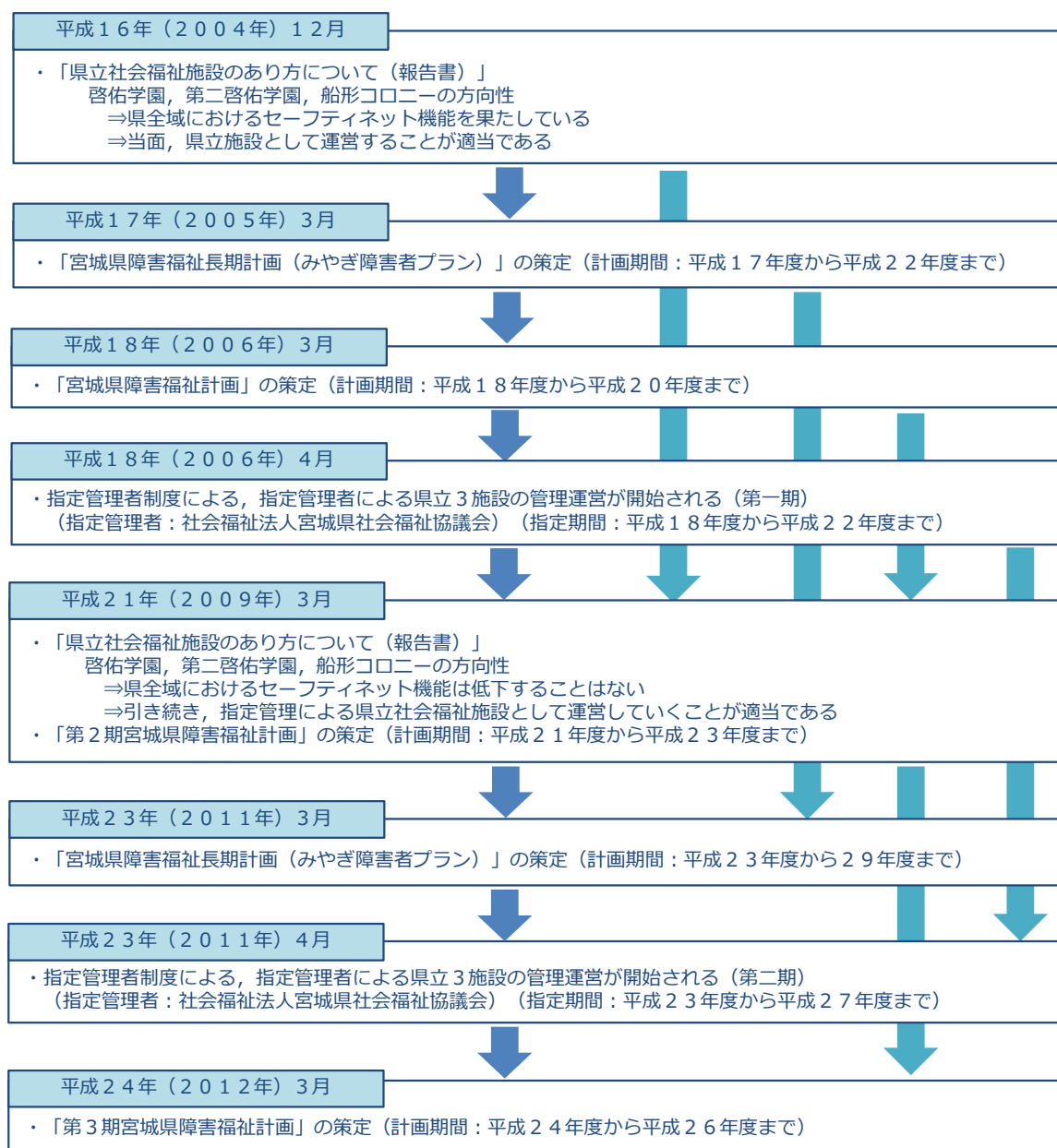
〔県立社会福祉施設の基本的方向〕

- 県立社会福祉施設は、民間では困難とされる先導的な事業等に重点的に取り組み、他の施設のモデルとなることを目指す。
 - 県立社会福祉施設としての役割が終了したものについては、民間移譲や廃止に向けての取り組みを進める。
 - 県立社会福祉施設として存続する必要がある施設については、民間の事業者の有するノウハウを活用し、多様化するニーズに効果的・効率的に対応するため、指定管理者制度の活用を引き続き行っていく。
- 上記の考え方を踏まえ、県立社会福祉施設のうち、障害児者入所施設である啓佑学園、第二啓佑学園、船形コロニーの3施設（以下、「県立3施設」という。）については、いずれも重度・最重度の障害児者を支援する入所施設であり、県全域におけるセーフティネットの役割を果たしていること、また、事業採算性の観点から民間での運営は難しいことから、当面、県立施設として運営することが適当とされ、平成21年3月の報告書において、「指定管理による県立社会福祉施設として運営していくことが適当」とされている。

○ その後、県が平成23年3月に策定した障害福祉施策を総合的に推進するための計画である「宮城県障害福祉長期計画（みやぎ障害者プラン）」（計画期間：平成23年度から平成29年度まで）において、「県立の障害者支援施設は、事業採算性などにより民間施設では対応が困難な分野などについて、民間事業者への指定管理委託を行うことにより、民間事業者の専門性を生かしつつ効果的、効率的な施設運営を図る」という施策の方向性が示されている。

○ 現在、県立3施設は、上記の検討結果や施策の方向性を踏まえ、県立施設として、指定管理者制度による施設運営が進められている。

◆ 県立障害児者入所施設に係る県施策のこれまでの動き



3 県立障害児者入所施設の現状と課題

(1) 県内の障害児者入所施設の状況

- 県内の知的障害児者（療育手帳所持者）は17,531人（平成26年3月31日現在）であり、県内人口の減少傾向に対して、増加の傾向にある。
- 県内の障害児者の入所施設は、県立・民間施設併せて49か所あるが、主に知的障害児者を対象とする入所施設は26か所である。いずれの施設も入所者数は、ほぼ定員に達している。現在、民間における入所施設の創設等の動きは無い。
- このうち、障害児を対象とする福祉型障害児入所施設は、県立施設の啓佑学園（定員数60人）と社会福祉法人栗原秀峰会のステップ（定員数10人）の2か所であり、東北他県と比較すると、入所施設数が少ない状況にある。
- 一方、障害者を対象とする障害者支援施設は24か所である。このうち、県立施設は船形コロニー（定員数300人）と第二啓佑学園（定員数30人）の2か所であり、いずれも主に重度・最重度の障害者を受け入れている。
- 前述の県立3施設は、平成18年4月1日以降、社会福祉法人宮城県社会福祉協議会が指定管理者として運営している。
（第一期指定期間：平成18年度から平成22年度まで）
（第二期指定期間：平成23年度から平成27年度まで）

◆県内の障害児者入所施設の施設数・定員等（平成26年10月1日現在）

区分	施設数	定員数	現員数
福祉型障害児入所施設	2か所	70人	68名
医療型障害児入所施設	5か所	590人	514名
障害者支援施設（主に知的）	24か所	1,374人	1,291名
障害者支援施設（主に身体）	12か所	629人	624名
宿泊型自立訓練施設（主に知的／精神）	6か所	115人	84名
合計	49か所	2,778人	2,581名

※医療型障害児入所施設の定員数及び現員数は、障害者の人数を含む。

◆県立障害児者入所施設（県立3施設）の概要

施設名	施設種別	所在地	設立年	定員数
啓佑学園	福祉型障害児入所施設	仙台市泉区南中山	平成5年	60人
第二啓佑学園	障害者支援施設	仙台市泉区南中山	平成14年	30人
船形コロニー	障害者支援施設	黒川郡大和町吉田	昭和48年	300人

◆（参考）東北地域の福祉型障害児入所施設の施設数・定員数（平成26年5月1日現在）

県	施設数	定員数	人口	対人口比率
青森県	9（公立7，公立以外2）	291人	1,373千人	2.1 ‰
岩手県	5（公立1，公立以外4）	190人	1,330千人	1.4 ‰
宮城県	2（公立1，公立以外1）	70人	2,348千人	0.3 ‰
秋田県	6（公立1，公立以外5）	200人	1,086千人	1.8 ‰
山形県	3（公立3，公立以外0）	90人	1,169千人	0.8 ‰
福島県	9（公立3，公立以外6）	340人	2,029千人	1.7 ‰

※人口は2010年国勢調査の人口数，1‰ = 0.01%

（2）県立障害児者入所施設の現状

啓佑学園

- 定員数60人の福祉型障害児入所施設。現入所児者数は58名（平成26年10月1日現在）。
- 平成5年10月に、県立の知的障害児施設であった亀亭園と小松島学園の統合により定員数100人（亀亭園児19名，小松島学園児47名を受け入れ）の施設として開園した。その後，平成14年4月に知的障害児施設として定員数を60人に変更した。
- 県内では，福祉型障害児入所施設が当該施設の他に民間1施設（ステップ）しかなく，これまで，知的障害児の県全域におけるセーフティネットとしての役割を果たしてきた。
- 障害児の入所施設であるが，現在，18歳以上入所者の割合が約半数弱に達しており，その割合が高くなっている。また，養育困難や虐待など家庭環境を起因として措置入所するケースが増加している。
- 近年，入所児者数は定員数に達している状態にある。入所を希望する待機児童が常時いる状況が続いており，依然として入所ニーズは高い。

第二啓佑学園

- 定員数30人の障害者支援施設。現入所者数は30名（平成26年10月1日現在）。
- 平成14年4月に啓佑学園が知的障害児施設として定員数を60人に変更するのに併せて，新たに知的障害者更生施設として併設された施設で，啓佑学園と一体の建物である。
- これまで，民間施設では受け入れが困難な重度・最重度の知的障害者の受け皿として県全域におけるセーフティネットとしての役割を果たしてきた。特に啓佑学園から地域生活や民間施設等への移行が困難な障害者の受け入れ先としての役割を担ってきた。
- 現入所者は，啓佑学園からの移行者が殆どを占めているが，近年，入所者の固定化や入所期間の長期化が進んでおり，入退所の変動が殆ど無い状態が続いているため，啓佑学園からの受け入れが難しい状況が続いている。

- 近年、入所者数は定員数に達している状態にある。現在、啓佑学園の在籍者で第二啓佑学園へ入所を希望する待機者も多いことから、依然として入所ニーズは高い。

船形コロニー

- 定員数300人（利用可能定員数210人）の障害者支援施設。現入所者数は209名（平成26年10月1日現在）。
- 昭和43年の「宮城県精神薄弱児者総合福祉施設基本構想」に基づき、重度・最重度の知的障害者に対する中長期にわたる援助を通じて、自立への道を開くことを目指した総合援護施設として、昭和48年8月に開設した。
- 施設解体宣言（平成16年2月）以降、平成17年に知的障害者更生施設の船形学園及び知的障害者授産施設船形コロニーの閉園により一時的に新規入所者が増加したものの、障害者自立支援法の施行に伴い、入所者の地域生活移行を進めたことで入所者数が減少したため、減少する入所者数に応じて定員数を削減してきた。平成17年度末に定員数を300人に設定して以降、定員数の変更は行っていない。
- これまで、民間施設では受け入れが困難な重度・最重度の知的障害者の受け皿として、県全域におけるセーフティネットの役割を果たしてきた。
- 施設老朽化等の影響により、現在の実質的な受け入れ可能人数は210人であるが、入所者数は定員数に達している状態にあり、入所を希望する待機者もいることから、依然として入所ニーズは高い。
- 現在、地域生活移行が難しい重度・最重度の障害者や、高齢化に伴う医療的ケアを必要とする障害者を中心に受け入れているが、地域においても障害者の高齢化が進んでおり、地域での生活が困難な障害者の入所ニーズは更に高まることが想定される。

(3) 県立障害児者入所施設の主な課題

啓佑学園の18歳以上入所者の移行先の確保

(背景・原因)

- 平成24年4月の児童福祉法の改正により、障害児の入所支援は、福祉型障害児入所施設として重度・重複障害や被虐待児への対応を図るほか、自立（地域生活移行等）のための支援を充実することとされ、18歳以上の障害者は障害者施策（障害福祉サービス）で対応することとなった。
- これにより、従来18歳以上であっても引き続き支援が必要であるとして入所を継続してきた入所者は、障害者を対象とした支援サービスへ移行する必要がある（必要に応じて20歳まで入所が可能）。経過措置として、事業者指定の有効期間または平成30年3月末のいずれか早い時期まで、18歳以上の障害者の入所が認められているが、啓佑学園の経過措置は平成30年3月末までとなっている。
- このため、平成29年度末までに、18歳以上入所者の新たな居住の場を確保する必要があるが、18歳以上の入所者数は24名であり、平成30年3月末までに18歳に

到達する18名を加えた計42名（平成26年10月1日現在）の移行先の確保が喫緊の課題となっている。

（施設ごとの問題点）

〔啓佑学園〕

- 入所事由の解消に向けた取組や将来的な家庭復帰を目指した支援が不十分である。
- 移行に向けた進路支援、関係機関との連携が不足している。

〔第二啓佑学園〕

- セーフティネットとしての役割や機能が低下している。
（啓佑学園の18歳以上入所者の受け入れが困難な状況にある）
（現入所者の固定化や入所期間の長期化の傾向にある）
- 地域生活移行等を可能とする自立支援などの取組が機能していない。

〔船形コロニー〕

- 啓佑学園の18歳以上入所者を受け入れるための支援体制が不十分である。
（施設・設備が老朽化している）
（職員体制の確保が困難である）

〔地域・民間施設等〕

- 地域の社会資源（グループホーム、民間入所施設、在宅支援サービス等）が不足している。

◆啓佑学園の現入所者の年齢構成 （平成26年10月1日現在）

未就学	小学部	中学部			高等部			学卒者	合計
		1年	2年	3年	1年	2年	3年		
3名	11名	1名	1名	3名	3名	4名	8名	24名	58名
		18歳到達年度		H29	H28	H27	H26	+18名見込	

⇒ 平成29年度末までに18名が新たに学卒者となる ⇒ 42名の移行先確保が必要

（課題解決に向けた検討の視点）

- 18歳以上入所者の移行先をどのように確保していくべきか。
- 18歳以上入所者の円滑な移行を進めるためには、どのような取り組みが必要か。
- 地域での受け入れを可能とするためには、どのような環境整備が必要か。

（課題に対する検討会の意見）

- 検討会では、県内の障害者支援施設やグループホームが不足しており、受け入れ先となる場の選択肢が無いとの意見が出された。このため、受け入れ先となる新しい生活の場を創出することで選択肢を広げるとともに、入所者やその家族に不安を与えることがないように、丁寧に対応すべきであるとの意見が出された。

検討会における主な意見は以下のとおりである。

(主な意見)

- 保護者の意見として、他県と比較すると、宮城県は障害児者の受け入れ先が圧倒的に少ない。少なくとも他県と同程度数の受け入れ先の確保が必要である。
- 現時点では、移行先となる県内の障害者支援施設やグループホームは、空きが無いことから、利用者にとっては選択肢が無い。移行がスムーズに進まなかった場合、利用者の家族としては不安である。利用者の選択肢が広がるような取り組みが必要である。
- 18歳以上入所者に対しては、安心して生活できる場の確保が必要である。
- 移行に当たっては、通常の個別支援の他に、進路相談など相談支援体制の構築を念頭においた取り組みや支援策が必要である。
- 出来る限り自宅の近くで生活させたいのが家族の思いである。県が責任を持って、地域ごとに受け入れ先を確保すべきである。民間頼りでは難しい。
- 移行先を船形コロニー1か所に限定するのは、保護者の望みとは乖離がある。移行に当たっては、様々な選択肢が提供されるべきである。
- 住み慣れた啓佑学園で引き続き生活をしたいと願う利用者やその家族もいるはずである。啓佑学園に残りたいと希望する場合は、施設から無理矢理追い出すことはないように配慮すべきである。
- 「移行ありき」の方向性では、利用者やその家族は不安が募るだけである。利用者やその家族が安心して生活するにはどうすべきかという視点が重要である。
- 啓佑学園や第二啓佑学園の入所児者は、障害の程度が重度・最重度であり、在宅や地域生活への移行は困難と思われる。このため、障害者支援施設の増設や定員増により対応すべきである。

啓佑学園の新規入所児童の受け入れの確保

(背景・原因)

- 啓佑学園は、近年、入所児者数が定員数に達している状況が続いている。また、本来、障害児のための入所施設であるが、18歳を超える継続入所者が24名(平成26年10月1日現在)となっており、18歳以上入所者の割合が高くなっている。
- 一方、併設する第二啓佑学園の現入所者は、啓佑学園からの移行者が殆どを占めているが、近年、入所者の固定化や入所期間の長期化が進み、入退所の変動が殆ど無い状態が続いていることから、啓佑学園から第二啓佑学園への移行も難しい状況にある。
- こうした状況から、啓佑学園では、新規での障害児の受け入れが極めて困難な状況にある。特に、虐待等の理由により家庭での養育が困難な障害児については、本来、児童相談所による判断のもと、速やかに安定した環境のもとで養育すべきところであるが、引き続き不安定な環境のもとでの生活を継続するケースや、県外施設に入所するケースが発生している。一方、啓佑学園が常時定員に達していることを前提として、在宅や障害児入所施設以外の施設で障害児やその家族を支えているケースもある。

- また、障害の程度が重い障害児を中心に受け入れていることから、中度や軽度の障害児の入所ニーズに対して、支援体制を含めて十分に対応できていない。
- このため、新規の入所ニーズに対応できるような仕組みの構築や体制づくりが求められている。

(施設ごとの問題点)

〔啓佑学園、第二啓佑学園〕

- 啓佑学園及び第二啓佑学園において、入所児者が定員数に達している状態にあり、入所児者の移行がスムーズに進んでいない。

〔地域・民間施設等〕

- 県内における民間の福祉型障害児入所施設が1か所のみである。

(課題解決に向けた検討の視点)

- 新規の入所児童を受け入れるためには、どのような取り組みが必要か。
- 現在の入所児者の円滑な移行を進めるためには、どのような取り組みが必要か。

(課題に対する検討会の意見)

- 検討会では、入所ニーズや緊急的・突発的なケースに対応するためには、新たに障害児の入所施設を整備すべきであるという意見や現在の啓佑学園の定員数の増員や支援体制の充実が必要との意見が出された。

その一方で、現入所者については、可能な限り地域生活への移行を進めるべきとの意見が出された。いずれにしても現状の改善に向けた取り組みが必要であると考えられる。

検討会における主な意見は以下のとおりである。

(主な意見)

- 県全体として、障害児のための施設や定員の絶対数が不足している。
- 入所ニーズに対応するためには、新たに施設を整備すべきである。地域の特別支援学校の近くに建設することで、学校教育とのスムーズな連携が図られる。
- 障害児のセーフティネットを確保するため、緊急性・突発性の高いケースに対して、常時受け入れを可能とする仕組みや体制づくりが必要である。
- セーフティネットの確保に向けて、支援体制の整備に重点的に取り組むべきである。また、中度・軽度の知的障害児の受け入れに向けた検討が求められる。
- 少なくとも現在の定員数を維持するとともに、緊急入所の枠を確保すべきである。そのためにも常時受け入れを可能とする体制整備や家庭との調整機能が求められる。
- 短期入所（ショートステイ）の受け入れに当たっては、制度にとらわれることなく、利用者のニーズに沿った弾力的な運用がなされるべきである。
- 措置入所前の段階である一時保護の機能を充実させていく視点が必要である。
- 本人の障害の程度や特性等にもよるが、可能な限り地域での生活を推進すべきである。

入所施設として、地域生活移行を可能とするためにも、有目的・有期限による自立訓練を行う機能を持たせることが必要である。

- 障害児は18歳に到達しても経済的には自立しておらず、早期の地域生活移行は困難である。移行までの準備期間を設けて、自立に向けた就労訓練等の支援が必要である。
- 啓佑学園の定員数の増員や、障害の程度や特性に応じた支援体制の整備など、現状の改善に向けた取り組みが必要である。
- 併設する第二啓佑学園において、地域をバックアップする機能や地域生活移行を進める機能が働いていないことから、改善に向けた取り組みが必要である。

船形コロニーの入所者の高齢化、重度化等への対応

(現状と課題)

- 障害者入所施設では、入所者の高齢化が進んでおり、医療的ケアや通院への対応など高齢化に対応した支援のあり方や専門職員の確保が全国的な課題となっている。
- 船形コロニーにおいても、入所者の平均年齢は50.9歳であり、また、65歳以上の割合が全体入所者の21.1%を占めるなど、入所者の高齢化が進んでいる。
- これまでに地域生活移行希望者の退所が進んだ一方で、近年は、地域生活移行が難しいとされる重度・最重度の入所者の割合が増えている傾向にあり（平均障害支援区分4.91）、障害程度の重度化が進んでいる（平成26年10月1日現在）。
- 入所者の高齢化等に伴い、胃瘻や喀痰吸引等の医療的ケアが必要な入所者が増加している。現在、居住棟の一つである「とがくら園」を中心として、介護や医療的ケアが必要な入所者に対する支援を行っているが、入所者の介護状況に合わせた支援のあり方や看護師など専門職員の確保など支援体制の整備に向けた検討が必要である。

◆船形コロニーの各居住棟の入所者数、支援内容（平成26年10月1日現在）

居住棟名称	入所者数	主な入所者	支援内容
おおくら園	60名 (男性60名, 女性0名)	重度障害	入所支援と日中活動支援の連携による生活援助等
かまくら園	63名 (男性43名, 女性20名)	行動障害 自閉的傾向	行動障害・自閉的傾向等を有する入所者の生活援助等
とがくら園	86名 (男性43名, 女性43名)	要介護 要医療	生活支援と医療的ケアに配慮した生活援助, 重度・高齢・肢体不自由等の入所者の生活介護
合計	209名 (男性146名, 女性63名)		

(背景・原因)

- 地域生活移行が困難な入所者が継続入所し、また、在宅または民間施設では対応困難

な障害者が入所していることから、入所者全体の高齢化や障害の重度化が進んでおり、手厚い支援が必要な入所者が増加している。

- 看護師を始めとする専門職員の退職・離職が進む一方、新規職員の確保が困難であることから、経験豊かな支援スタッフの確保が不十分である。

(課題解決に向けた検討の視点)

- 高齢化や障害の重度化に対応した支援の充実を図るためには、どのような取り組みが必要か。
- 地域の医療機関等との連携を図るためには、どのような取り組みが必要か。

(課題に対する検討会の意見)

- 検討会では、県立施設としてのセーフティネットを果たすため、船形コロニーは高齢化や障害の重度化に対応した支援体制の整備が必要であるとの意見が出された。

特に看護師や介護福祉士などの専門職員の確保に向けた対応策については、地域の医療機関を活用して連携を図ることや、民間等における先行事例を参考にすべきであるとの提案がなされた。

検討会における主な意見は以下のとおりである。

(主な意見)

- 高齢化や障害の重度化に対応できるセーフティネットのシステムを構築すべきである。地域で暮らすことができなくなった障害者を受け入れるためにも、医療機関との連携や看護師の確保に向けた機能の拡充や支援体制の構築が必要である。
- 高齢化の問題は、民間施設においても同様の問題である。船形コロニーだけではなく県全体の問題として認識すべきである。
- 入所者的高齢化とともに家族も高齢化していく。今後、家族との関係をどのように維持し、支え合っていくかという視点が必要である。
- 病院における看護師の確保以上に、施設関係の看護師が充足されていないことは大きな課題である。医療的ケアを必要とする施設の人材確保に真剣に取り組むべきである。
- 看護師の確保は、障害福祉のみならず、福祉全体の大きな課題として認識すべきである。課題解決に向けて、県として、より踏み込んだ対応策が必要である。
- 看護師の人材確保や地域医療機関との連携は必要であるが、障害に理解のある専門医師との支援体制の構築など、具体的な連携や支援策について検討すべきである。
- 看護職だけでなく、支援員など専門職員の確保に向けた取り組みが必要である。
- 施設の医療機能のあり方や医療連携システムの構築など、幅広い視点で検討する必要がある。きめ細かい支援策を講じることで、引き続き入所者の生活環境を保障すべきである。
- 地域医療と連携し、機能の充実を図るには、県立施設がその中核を担うべきであり、そのための体制整備を図る必要がある。

- 高齢者福祉分野では、特別養護老人ホームなどにおいて医療との連携が進んでいる事例がある。障害福祉分野においても同様に、医療との連携が図られるような施設の充実を目指すべきである。
- 県立施設の平均年齢や平均障害支援区分と同程度の入所者を受け入れている民間施設もある。実態を踏まえ、県立施設と民間施設との役割分担を整理すべきである。

船形コロニーの施設・設備の老朽化への対応

(現状と課題)

- 船形コロニーでは、昭和48年から順次、入所棟として5棟が整備されたが、地域生活移行の進展や施設の老朽化等に伴い、平成18年3月末には「はちくら園」が、平成19年3月末には「セルプふながた」がそれぞれ閉鎖されている。
- 現在、使用している入所棟は「おおくら園」、「かまくら園」、「とがくら園」の3棟であるが、いずれも築20年以上が経過している。このうち最も古い入所棟である「おおくら園」は、昭和49年10月に開設しており、建築してから約40年が経過している。
- 当該入所棟の法定耐用年数は47年（鉄筋コンクリート造の寄宿舍用）であるが、県では、これまで大規模修繕など施設維持のための措置を講じてこなかった。このため、施設・設備の老朽化に伴う不具合（雨漏り、屋根・外壁の亀裂等）が発生しており、使用できない居室等が発生していること、また、「おおくら園」では、バリアフリーに未対応であるために車椅子移動が困難な状況にあるなど、入所者の日常生活や入所希望者の受け入れ等にも影響が生じている。
- 啓佑学園の18歳以上入所者の受け入れ先の一つとして、今後、受け入れるための環境整備が必要となっている。
- 今後、県において施設整備に関する方針を早急に打ち出すことが必要となっている。

◆各入所棟の状況

建物名	建築年	経過年	耐震化	スプリンクラー	バリアフリー化	主な入所者	状況
おおくら園	S49	40年	済	設置済	未対応	重度障害	老朽化により不具合箇所多数
かまくら園	S56	33年	済	設置済	対応済	行動障害 自閉的傾向	軽微修繕済
とがくら園	H5	21年	済	設置済	対応済	要介護 要医療	軽微修繕済
はちくら園	S48	41年	済	未対応	未対応	—	H18.3 閉鎖
セルプふながた	S52	37年	済	未対応	未対応	—	H19.3 閉鎖

(背景・原因)

- これまで大規模修繕が未実施であり、対処療法的な修繕の実施にとどまっていた。

(課題解決に向けた検討の視点)

- 船形コロニーの施設整備に当たり、どのような考え方や方向性で進めていくべきか。
- 啓佑学園の18歳以上入所者を受け入れるためには、どのような施設整備が求められるか。

(課題に対する検討会の意見)

- 検討会では、船形コロニーの施設整備に当たっては、入所ニーズに対応するためには入所施設を増やすべきであるという意見や、現在の障害福祉施策を踏まえて地域に分散して整備すべきであるという意見が出された。また、船形コロニーの施設整備と併せて、地域における民間のグループホームや入所施設の整備を促進すべきであるとの意見が出された。

検討会における主な意見は以下のとおりである。

(主な意見)

- 船形コロニーに限らず、基本的な問題として県内の施設・定員の絶対数が少ない。各地域に入所施設を整備すべきである。定員数についても将来の需要を考慮して増やすべきである。
- 船形コロニーは、県全体におけるセーフティネットの役割を果たすべきであり、そのような視点からの施設整備が必要である。
- 現在の障害福祉施策の流れからすれば、1か所に集約させるのではなく、小中規模の施設を分散して整備し、各地域の支援機能の向上を図るべきである。小中規模に分散すれば将来的な民間移譲も容易となる。県内の各地域に施設を分散させた場合に、経費はかかると思われるが、財政面を前提として福祉を考えるべきではない。より故郷に近い住み慣れた地域での生活が可能となるよう、利用者本位で検討すべきである。
- 船形コロニーのみならず、地域における施設整備や体制整備を早急に進めていく必要がある。県が地域に入所施設を建設し、利用ニーズに対応すべきである。
- 現在の船形コロニーでは、人材確保や支援のあり方などの課題がある。大きい施設を建てることには限界があることを、現在の船形コロニーが示している。
- 施設整備に当たっては、施設の規模だけではなく、どのような機能を持たせるかが重要である。県立施設において、地域や民間が困った時に助言・指導を行う先導的な機能があれば、地域も安心できる。
- 船形コロニーの整備と並行して、地域における民間のグループホームや入所施設の整備を促進することにより、障害者の居住の場の選択肢を確保すべきである。

地域生活移行を可能にするための環境整備

(現状と課題)

- 県では、平成23年3月に策定した「宮城県障害福祉長期計画(みやぎ障害者プラン)」において、障害のある人の地域生活移行の推進を掲げている。

- 障害者が住み慣れた地域で生活していくためには、地域での受け入れ先となるグループホームや民間施設などの住まいの場の確保、日中活動の場の充実、相談支援体制の整備など、広範な領域にわたる支援体制の構築が求められている。
- 県立3施設において、これまで地域生活移行を希望した障害児者については、その受け入れ先となるグループホーム等が整備され、移行が一定程度進んだところであるが、現入所者の殆どが重度・最重度の障害児者であること、高齢化や障害の重度化に対応したグループホーム等の整備が不十分であることなどから、以前よりも地域生活移行の動きが鈍化している。
- このため、県立3施設では、入所児者の固定化や入所期間の長期化が進んでおり、施設機能が十分に発揮されていない要因の一つとなっていることから、地域生活移行を可能にするための地域の環境整備が必要となっている。
- 地域のグループホーム等においては、利用者の高齢化が進んでおり、グループホームでの生活が困難となり、入所施設に再入所するケースも増えている。また、65歳以上は介護保険制度の適用を受けることになるため、介護保険適用の施設に移行する場合において、介護保険施設に空きが無いことや障害者への対応ができないとして断られるケースがあるなど、介護保険適用施設への移行を希望しても、スムーズな移行ができない状況となっている。

(背景・原因)

- 現行制度下のグループホームは、生活環境（バリアフリー化、車椅子対応、手すりの設置等）、支援体制（世話人、支援員の配置、医療的ケアへの対応等）ともに十分とは言えず、高齢化や障害の重度化を想定した場合に、安心して移行できる状況にない。
- 地域生活移行を支援するための県立施設と民間事業者、市町村及び相談支援事業所等の情報共有や連携が不十分である。

(課題解決に向けた検討の視点)

- 地域生活移行を円滑に進めるためには、どのような取り組みが求められるか。
- 地域での受け入れを可能とするためには、どのように環境整備を進めていくべきか。

(課題に対する検討会の意見)

- 検討会では、地域のグループホーム等においても高齢化や障害の重度化への対応が課題となっており、地域での生活を可能とするためにも、全県的な対応策が必要であるとの意見が出された。

県立3施設は、可能な限り地域生活への移行を進めるための支援策や体制の充実が必要であるとの意見が出された一方で、地域生活への移行ありきではなく、入所者やその家族の不安の解消に努めながら、将来の進路を検討すべきであるとの意見があった。

また、将来的に地域での生活が困難になった場合に受け入れるなど、県立施設が地域

に対するバックアップの役割を担うことで、地域での支援体制が機能するとの意見が出された。

検討会における主な意見は以下のとおりである。

(主な意見)

- 地域生活移行が可能な入所児者については、県として地域生活移行を進めるための仕組みや体制を構築し、支援する必要がある。いつまでも入所施設で生活させるという考え方は改めるべきである。
- 地域のグループホーム等においても利用者等の高齢化や障害の重度化が進んでいる。地域における持続可能な生活環境の整備や支援策の充実が必要である。
- 地域の環境整備を進めることにより、利用者やその家族等に対して、可能な限り選択の機会や安全・安心が確保されるべきである。
- 地域生活移行を進めるためには、地域の社会資源を活用していく視点が必要である。
- 民間施設においても医療との連携や看護師の確保が切実な課題となっている。県立施設のみならず、全県的な対策が必要である。
- 施設の利用者やその家族は、地域生活への移行に対して、地域に追い立てられるという気持ちが強い。決して追い立てるものではないことを前提に検討すべきである。
- 宮城県の事情として、以前に地域生活移行を進め過ぎたことによる弊害が生じている。このような事情を考慮すれば、不安を与えるような地域生活移行であってはならない。
- 地域生活移行ありきではなく、利用者やその家族が安心して生活するにはどうすべきかという視点で、利用者の将来や進路について検討する必要がある。
- 施設から在宅に戻り、親が面倒をみることになったとしても、親が高齢になり施設に戻らざるを得ないケースや、障害者本人の高齢化に伴い、グループホームでは生活が難しくなるケースがある。県立施設は地域生活移行後のバックアップ施設としての支援体制を構築すべきである。
- 在宅支援など地域での生活支援は、入所施設というバックアップ機能があることで成立している側面がある。県立施設は、地域に対するバックアップ施設として位置づけられるべきである。
- 地域の受け皿として、施設を増やす方向性で考えるべきである。親は、親亡き後の子どもの行く末が心配であり、地域で安心して生活するためには、どのような整備が必要かという視点や議論が必要である。
- 地域生活移行を進める場合、家族との面会や施設から自宅への一時帰宅が容易になるためにも、県内の各地域に入所施設を分散して建てるべきである。
- 利用者やその家族からすれば、様々な選択肢があり、家族が納得できるような民間施設があれば安心して移行できるが、現在はその選択肢が無い。県が先導的な役割を果たして地域に施設を建てれば、安心して移行することができる。
- 地域で受け入れる施設が無ければ、いずれ県立施設に頼らざるを得ない。今後、県が施策を展開する中で、地域の受け入れ体制の充実が求められる。

4 県立障害児者入所施設の今後の方向性

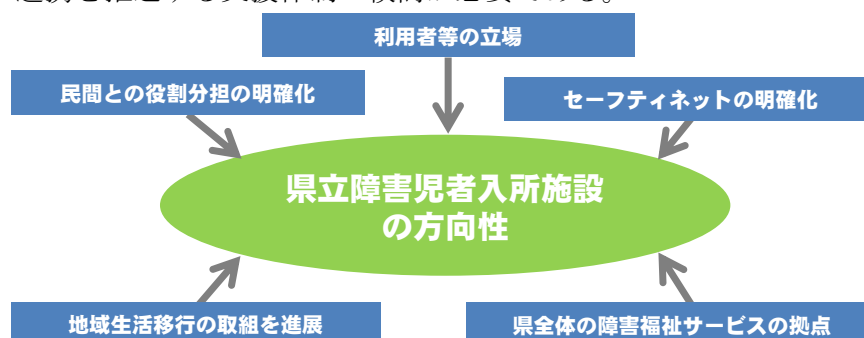
- 検討会では、県立3施設について、各施設が抱える課題の解決に向けて、県立施設としての方向性について検討及び整理を行った。
- 検討に当たっては、「検討に当たっての基本的視点」、「県立施設として運営する必要性」、「県立施設に期待する役割、求められる機能」、「民間施設等との連携・協力」の4つの観点から検討を行った。県立施設としての今後の方向性は以下のとおりである。

(1) 検討に当たっての基本的視点

- 考慮すべき基本的視点は以下のとおりである。
- 検討会では、特に利用者等の立場からの視点が重要であり、現在の入所児者やその家族が不安にならないような配慮が必要であるとの意見が多く出された。

(基本的視点)

- **利用者等の立場からの視点**
現入所児者にとっての入所施設は、長年住み慣れた生活の場所である。今後の生活の場を判断するに当たっては、現入所児者にとって望ましい支援のあり方及びその家族の意向を踏まえた検討が必要である。
- **民間との役割分担を明確化する視点**
民間施設等との役割分担や、県立施設として県が果たすべき役割・機能を明確化し、民間で対応可能なものについては民間に委ねるという立場に立った検討が必要である。
- **県立施設が担うべきセーフティネットを明確化する視点**
民間による支援では対応が困難なケースを支援するため、県立施設が担うセーフティネットの具体的な役割や機能を明確化することが必要である。
- **地域生活移行の取組を進展させる視点**
地域での生活を希望する障害児者のニーズに対応するため、地域における課題を整理し、地域生活移行を実現するための環境整備や支援の充実に向けた検討が必要である。
- **県全体の障害福祉サービスの拠点として機能させる視点**
県立施設を県全体の障害福祉サービスの拠点として機能させ、民間や地域の社会資源との連携を推進する支援体制の検討が必要である。



(2) 県立施設として運営する必要性

- 県立施設として運営する必要性を整理すると以下のとおりである。
- 検討会では、県立施設としてのセーフティネットの役割を果たすためには各地域に県立施設を整備すべきであるという意見と、将来の県立施設の民間移譲の可能性を検討すべきであるとの意見が出された。今後も、地域の入所ニーズや民間施設等の整備状況の動向を踏まえ、県立施設として運営する必要性を検証していくことが望まれる。

(現状整理)

- 県立3施設は、より手厚い支援や人員配置を必要とする重度・最重度の障害児者の入所支援の機能や、民間では採算性の観点から収支バランスを取ることが難しいセーフティネットを維持するため、これまで県立施設として運営されてきた。
- 県立3施設では、地域での生活が困難な重度・最重度の障害児者の受け入れ先としてのセーフティネットを担ってきた。近年、児童虐待の増加や障害者の高齢化、障害の重度化の進展により、これらに対応したセーフティネットや地域のバックアップを担う役割がこれまで以上に求められている。
- また、各施設において、地域生活移行や地域連携を進めるための支援体制や仕組みづくりのほか、高齢化や障害の重度化に伴う医療的ケアや専門的な支援などの取り組みが求められている。

(基本的な考え方)

- 県立3施設は、その施設の性格上、人員を手厚く配置する必要があるなど、いずれも収支バランスは取りにくく、支出が収入を大幅に上回る状況にあるため、事業採算の確保や喫緊の課題に対する取り組みの必要性を考慮すると、引き続き県立施設として運営し、その役割や機能を維持する必要がある。
- 現在、民間では受け入れが困難な重度・最重度の障害児者の受け皿としての役割を担っていること、また、入所児者数は定員数に達していること、入所を希望する待機児者もいることから、今後もセーフティネットとしての必要性は高く、県立施設として求められる役割を今後も果たす必要がある。
- また、県立施設として専門的支援や課題解決に向けた支援などの取り組みを進めるとともに、地域の民間施設や社会資源との連携を図ることで、県全体の支援体制の充実に繋げる必要がある。
- 今後の支援体制の充実に当たっては、可能な限り民間の活力を活用すべきであるが、事業採算性などにより、民間での対応が困難な場合は、県立施設がその役割を担う必要がある。
- 以上を踏まえ、県立3施設は、県が平成23年3月に策定した「宮城県障害福祉長期計画(みやぎ障害者プラン)」に基づき、当面の間は、指定管理者制度を活用することにより、効率的・効果的な施設運営を図っていく必要がある。

- なお、指定管理者制度導入の目的は、公の施設の管理に民間事業者等のノウハウを活用して、住民サービスの向上と管理経費の節減を図ることにあることから、今後も、その設置目的や社会情勢の変化等を踏まえ、県立施設としての必要性の検証を行うなど施設運営のあり方に関する検討を継続していくことが求められる。

(今後の方向性に対する意見)

- 地域生活移行を推進しながら、同時にセーフティネットとなるような県立施設を先導的に整備すべきである。まずは県内1～2か所に施設を整備し、将来的には圏域ごとに整備すべきである。
- 現在の県立施設以外にも、地域に根ざした入所施設を建てる必要がある。まずは県が建てることで入所ニーズに対応すべきである。
- 現在よりも入所者の状況を悪化させないことを前提として県立施設のあり方を考える必要がある。利用者やその家族に対する丁寧な対応が今後も求められる。
- 県立だから充実した支援ができるとは限らず、民間施設の方が質の高い支援を行っている事例もある。船形コロニーは、いつまでも県立施設として運営するという考え方はなく、将来の民間移譲の可能性を模索すべきである。
- 県立施設の必要性や民営化の可能性を検討すべきである。分散型は民営化と密接に関係する。集約して大きい施設にすれば民間では引き受けず、県立施設として運営せざるを得ない。反対に、小さい規模で分散すれば、部分的な民間移譲が容易となる。船形コロニーは、将来の民営化を見据えて、分散型で整備すべきである。
- 人材の育成・確保など、現在の指定管理者の団体に起因する課題がある。今後も指定管理者として継続することが妥当かどうかを含めた検討が必要である。

(3) 県立施設に期待する役割、求められる機能

- 今後、県立3施設に期待する役割や求められる機能を整理すると以下のとおりである。
- 検討会では、県立施設が担う基本的役割や機能を果たすための具体的な仕組みの検討のほか、支援を行う職員の確保が必要であるとの意見が出された。また、新たな役割や機能を付加する場合は、それを実現するための組織体制が担保されることが必要であること、県立施設として先導的・先駆的な取り組みを行うべきであるとの意見などが出された。

(基本的役割)

- **県全域のセーフティネットの役割【セーフティネット】**
事業採算性を含めて民間での対応が困難な障害児者を受け入れ、セーフティネットとしての役割を引き続き担う必要がある。

○ **民間をバックアップする役割【バックアップ】**

民間施設等での支援が一時的に困難となった障害児者を受け入れるとともに、安定した後に民間施設等へ再入所するに当たり、支援方法に関する指導・助言を行うなど、民間をバックアップする役割が求められる。

○ **地域の社会資源をコーディネートする役割【コーディネート】**

民間施設や障害福祉関係者との連携や情報共有を図るとともに、民間の優れた取り組みに関する情報の収集や提供を通じて、県全体の支援技術の底上げを図る必要がある。

(基本的機能)

[入所児者の支援機能]

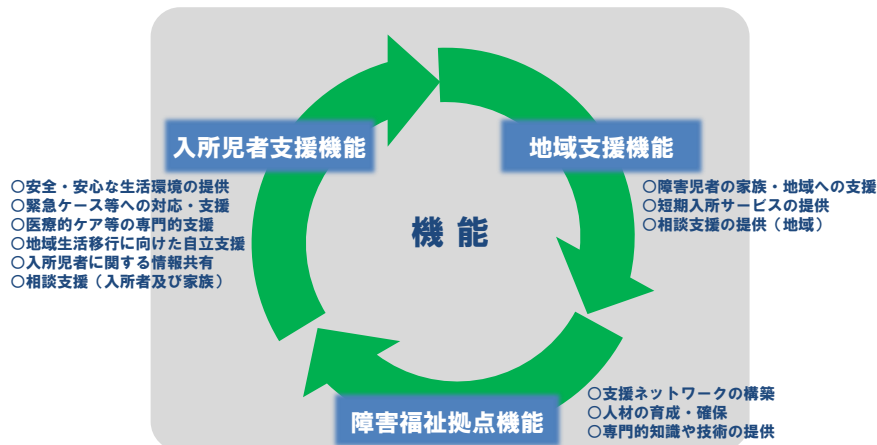
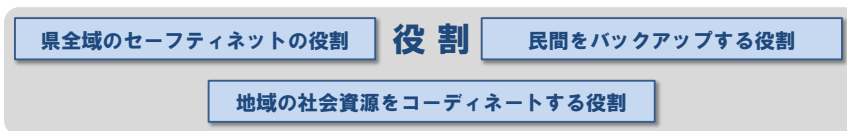
- 入所児者に対する安全・安心な生活環境の提供
(親の高齢化、親亡き後を視野に入れた支援機能を果たす場の提供)
- 緊急的・突発的なケースに対して常時受け入れを可能とする支援の提供
(要保護児童、地域での生活が困難となった障害者に対する弾力的な対応)
- 医療的ケアなどの専門的支援、入所児者の特性やライフステージに沿った総合的支援
- 地域生活移行のための入所児者の自立に向けた支援の提供
- 入所児者に関する家族や関係機関などとの情報共有
- 入所児者への支援の手法や今後の進路等に関する相談支援の提供

[地域の障害児者の支援機能]

- 施設を退所した障害児者への支援や、地域での生活が困難になった障害者の受け入れなど障害児者の家族・地域に対する支援の提供
- 要保護児童など緊急的・突発的なケースへの対応及び障害児者の家族等のレスパイトに対応した短期入所サービスの提供
- 施設と地域の社会資源を組み合わせた支援をコーディネート(調整)する相談支援の提供

[県全域の障害福祉の拠点機能]

- 関係機関、民間事業者等との情報共有を図る支援ネットワークの構築
(対外的な分かりやすさと透明性の確保、関係者や関係機関との密接な情報共有)
- 県全域における重度・最重度の障害児者を支援する人材の育成・確保
- 地域や民間施設等に対する専門的知識や技術の提供及び県全域への普及



(今後の方向性に対する意見)

- 施設から在宅に戻った場合に、親が高齢になれば、再び入所施設等を利用することになる。その際に、再び受け入れ可能な状態でなければ、県立施設としてのセーフティネットの役割・機能は果たされない。
- 移行支援に当たっては、移行のための調整機能の主体を明確にした上で、具体的な調整機能の仕組みの検討、構築が必要である。
- 拠点機能としての支援ネットワークの構築や人材の育成・確保に向けた具体的な検討が必要である。障害という多様な特性に対して、丁寧に対応していくことが大事である。そのためにも専門職員の育成・確保に向けた取り組みが重要である。
- 地域支援機能や障害福祉拠点機能など新たな役割や機能を付加する場合は、現場任せにせず、それを実現するための組織体制やシステムが担保されることが求められる。
- 県立施設は、民間では支援手法や運営ノウハウの蓄積や実績がない事例や、経営面から民間による取り組みが見込まれない事例について、民間事業者の有するノウハウを活用して先駆的な支援に重点的に取り組むことが求められる。
- 県立施設は、他の民間施設や地域のモデルとなるとともに、培った支援方法に関する専門知識や技術を民間へ提供するなど、民間を先導する役割が求められる。

(4)民間施設等との連携・協力

- 県立3施設は、地域の民間施設等や各支援機関と連携・協力し、支援機能を相互補完することにより、地域におけるセーフティネットを構築し、県全体の障害福祉サービスの拡充を図っていく必要がある。
- 検討会では、地域や民間施設等との連携が必要であり、特に医療と福祉との連携が重要になるとの意見が出された。また、県立施設は民間施設等とのネットワークを構築するとともに、先導的・先駆的に取り組む民間施設の事例を活用すべきであるとの意見が

出された。今後は民間施設等との連携・協力に向けた具体的な検討が望まれる。

(基本的な考え方)

- 県立施設は、地域生活が困難な障害者の受け入れ先として、県全域のセーフティネットの役割を維持するとともに、民間施設や地域の支援機関をバックアップする役割を担うほか、民間との連携や情報共有を図りながら、地域の社会資源を繋ぎ、コーディネートする役割を担う必要がある。
- 民間施設は、在宅生活が困難な障害者の受け入れ先として、各地域におけるセーフティネットの役割を担う拠点施設として位置づける必要がある。

(地域の環境整備の促進)

- 現在、重度・最重度の障害者は、県立施設を中心として受け入れているが、今後は、住み慣れた地域にある入所施設やグループホームなどで生活できるよう、地域支援機能の充実に向けた取り組みや地域に対する支援を行う必要がある。
- 県立施設と民間施設等との相互連携により、支援手法や運営ノウハウ等の専門的な知識や技術の共有及び高度化を図ることにより、県立施設のみならず、地域の民間施設等の支援機能を拡充させていく必要がある。
- 地域で安心して地域で生活できるよう、障害者の高齢化や障害の重度化に対応したグループホームや共生型グループホームの整備や、地域の社会資源等との支援ネットワークの構築などの地域生活環境の基盤整備が必要である。

(役割分担)

- 県立施設と民間施設等との役割分担について整理すると、以下のとおりである。

〔県立施設（対象：県全域）〕 ※再掲

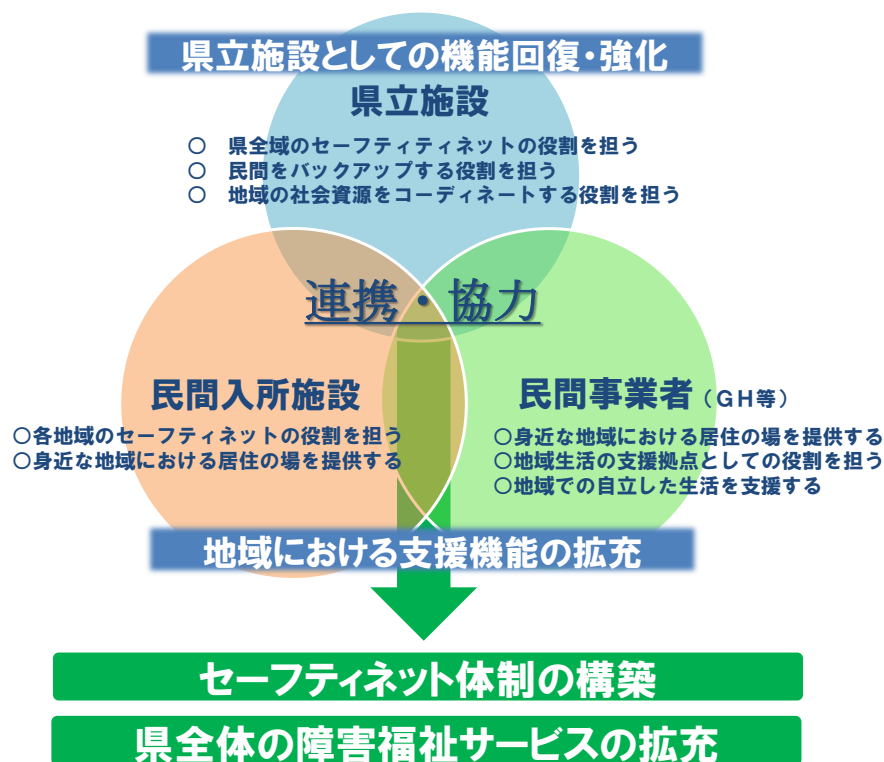
- 県全域のセーフティネットの役割を担う
- 民間をバックアップする役割を担う
- 地域の社会資源をコーディネートする役割を担う

〔民間入所施設（対象：各地域）〕

- 各地域のセーフティネットの役割を担う
- 住み慣れた身近な地域における居住の場を提供する

〔民間事業所（グループホーム等）（対象：各地域）〕

- 住み慣れた身近な地域における居住の場を提供する
- 地域生活の支援拠点としての役割を担う
- 地域での自立した生活を支援する



(今後の方向性に対する意見)

- 県立施設は、地域の民間施設と連携することで、県全体におけるセーフティネットの役割を果たすべきであり、そのための機能を持つべきである。地域にとって安心できる機能が県立施設に無ければ、地域のセーフティネットは機能しない。
- 民間の方が先導的・先駆的な取り組みが進んでおり、民間が地域において果たす役割は大きい。県立施設は、ノウハウを持つ民間施設を上手に活用することから始めた方が早期に効果が見込まれ、効率的である。
- 今後は特に医療との連携がますます重要になる。医療と福祉を繋ぐためには、県の役割が大きい。医療との連携体制が構築できれば、民間施設においても高齢化や障害の重度化への対応が可能になる。
- 県において、既存のシステムや社会資源を上手に取り込み、活用することが重要である。特に医療分野については、県が責任を持って、県内にある医療のシステムや社会資源を繋ぐ役割を果たすべきである。
- 県立施設が核となり、地域とのネットワークを組む体制を整備すべきである。今後は、地域の民間事業者とのネットワークの構築を念頭に置きながら、地域の施設整備の方向性を検討すべきである。
- 民間施設においても、以前と現在とでは、支援の方法や手法が変化している。民間施設が、質の高いサービスの提供のあり方を試行錯誤する中で、今後、県立施設として、どのようにサポートするかという視点が必要である。

5 各施設等の今後の方向性

- 県立3施設等における今後の方向性を以下のとおり整理する。
- 検討会では、県立3施設の今後の方向性を検討するに当たっては、地域における環境整備や人材の育成・確保に向けた取り組みと併せて検討することが必要であるとの意見が出されたことから、「地域の環境整備」と「人材の育成・確保」の方向性についても整理を行った。

(1) 啓佑学園

- 啓佑学園は、知的障害児に対する県全体のセーフティネットの役割を担い、重度・最重度の障害児や虐待を受けた障害児等の知的障害児を受け入れるほか、緊急的な入所ニーズに対応できる体制を構築する必要がある。
- 福祉型障害児入所施設としての本来の役割・機能（療育・保護及び自立支援）を回復させる必要がある。
- 18歳以上入所者の受け入れ先として船形コロニーを建て替え、平成29年度末までに新たな居住の場を確保する必要がある。併せて、地域のグループホーム等を整備促進することにより、新たな居住の場を創出し、障害者とその家族の選択肢を広げる必要がある。
- 新規入所児童の受け入れを確保するため、18歳以上入所者に対して新たな居住の場を創出することにより、新規入所児童の入所枠を確保するとともに、短期入所や一時保護の機能拡充を図る必要がある。併せて、民間施設における障害児入所施設設置の可能性について調査検討を進める必要がある。
- 児童福祉法の改正に伴い、18歳以上入所者に対して平成29年度末までに新たな居住の場を確保する必要があること、今後も一定の入所ニーズが見込まれるため、当面は現在の定員数（60人）を維持し、支援体制の構築に取り組む必要がある。

(今後の方向性)

- **18歳以上の入所者の円滑な移行に向けた取り組みの推進**
平成29年度末までに、18歳以上入所者の受け入れ先の確保に向けて、本人やその家族等の意向を踏まえながら、計画的に且つ着実に取り組む必要がある。
併せて、船形コロニー及び民間のグループホーム等を整備することにより、受け入れ先の確保に向けた取り組みを行うことが求められる。
- **セーフティネットの役割と機能の強化・拡充**
虐待その他の家庭の事情等により、家庭での生活が困難な要保護の障害児を受け入れ、保護及び療育する必要がある。
- **個別支援・専門的支援の充実**

・ 身辺自立や社会生活自立に向けた支援を通じた療育支援の専門性向上

重度・最重度及び強度行動障害を有する障害児に対し、その成長に応じた身辺自立や社会生活自立に向けた支援を行う必要がある。

・ 入所児童の適切な進路目標の設定

退所後の生活の場の確保に向けた支援など、将来的な進路を見据えた個別支援の充実を図る必要がある。

・ 家族支援機能の向上

児童相談所等との関係機関と連携しながら、児童虐待や親子関係の再構築に向けた家族支援など、きめ細かい専門的な支援・相談機能の充実を図る必要がある。

(取り組むべき方策・対策)

(18歳以上入所者の円滑な移行に向けた取組)

- 18歳以上入所者の個別移行計画の策定
- 進路に関する情報提供、相談支援体制の構築

(セーフティネットの役割と機能の強化・拡充に向けた取組)

- 入退所に当たっての基本ルールや判断基準の整理及び徹底
- 緊急時の受け入れ体制の整備（短期入所枠の拡充、支援体制、人員の確保）

(個別支援・専門的支援の充実に向けた取組)

- 有目的（療育、保護及び自立支援）・有期限（原則18歳まで。最長20歳まで）を原則とした個別支援
- 中度・軽度の障害児の受け入れ推進に関する検討

(その他取り組むべき方策・対策)

〔第二啓佑学園〕

- 地域生活または民間入所施設等への移行希望者に対する移行支援
- 入退所に当たっての基本ルールや判断基準の整理及び徹底
- 生活スキルの向上のための自立支援メニューの充実

〔船形コロニー〕

- 船形コロニーの施設整備（必要となる居室数の確保、居住環境の整備）及び支援体制の整備（人材育成・確保）
- 船形コロニーの入所枠の確保（＝地域生活または民間入所施設等への移行希望者に対する移行支援）

〔地域・民間施設等〕

- 地域生活移行先としての適切な居住の場の確保に向けた地域の環境整備（高齢化・重度化対応型／共生型グループホームの整備等）
- 民間の福祉型障害児入所施設の創設促進
- 専門職員の人材育成・確保に向けた取組

(スケジュール)

- 平成29年度までは、18歳以上入所者に対する地域生活または障害者支援施設等の受け入れ先の確保及び18歳未満入所児童の退所後を見据えた支援体制の構築に取り組む必要がある。
- 平成30年度以降は、啓佑学園及び第二啓佑学園の入所状況等を踏まえ、適正な定員数及び支援のあり方を再検討し、必要に応じて施設の役割・機能の見直しを行う必要がある。

(2) 第二啓佑学園

- 第二啓佑学園は、障害者支援施設として、主に地域生活や民間施設等への移行が困難な啓佑学園の18歳以上入所者を受け入れ、将来の生活の場の選択肢を広げるための自立支援機能の充実を図る必要がある。
- 併設する啓佑学園の定員数を維持すること、今後も啓佑学園からの一定の入所ニーズが見込まれることから、当面は現在の定員数(30人)を維持し、支援体制の構築に取り組む必要がある。

(今後の方向性)

- **障害の特性に応じた生活スキルの向上のための自立支援メニューの充実**
入所者の自立した生活の実現に向けて、障害者支援施設としての日中支援や入所支援を通じて、日常における生活習慣の確立や社会生活への適応性を高めるとともに、生活スキルの向上のための個別支援や情報提供を強化することが求められる。

(取り組むべき方策・対策)

- 社会生活への適応性を高め、自立した生活を可能とするための自立支援メニューの作成・提供
- 入所者に関する定期的なアセスメントの実施による、入所者の特性や家族の意向を踏まえた適切な支援メニューの作成・提供
- 入所者の家族や関係機関との連絡調整、新たな居住の場に関する情報提供等によるスムーズな入退所を可能とする仕組みの検討・構築

(その他取り組むべき方策・対策)

[地域・民間施設等]

- 地域生活移行先としての適切な居住の場の確保に向けた地域の環境整備
(高齢化・重度化対応型／共生型グループホームの整備等)

(スケジュール)

- 平成29年度までは、啓佑学園の18歳以上入所者からの受け入れを可能とするため、

地域生活移行希望者に対する移行支援及び入所者の生活スキルの向上のための自立支援を行う体制の構築に取り組む必要がある。

- 平成30年度以降は、啓佑学園及び第二啓佑学園の入所状況等を踏まえ、適正な定員数及び支援のあり方を再検討し、必要に応じて施設の役割・機能の見直しを行う必要がある。

(3) 船形コロニー

- 船形コロニーは、障害者支援施設の中核施設として、重度・最重度の知的障害者を受け入れ、県全域のセーフティネットの役割を担うほか、いざという時に県内の民間施設等をバックアップする役割を担うことが求められる。
- 入所者の高齢化や障害の重度化に伴う医療的ケアや強度行動障害への支援ニーズに対応するため、医療機関との連携及び看護師の確保に向けた機能の拡充や支援体制の構築を図る必要がある。
- 入所者が快適に生活できるよう、老朽化した現施設を建て替えし、安全・安心な居住環境を整備する必要がある。建て替えに当たり、啓佑学園の18歳以上入所者を受け入れるための必要な整備を行うとともに、地域の支援体制の機能向上を図るため、センター機能（セーフティネット、バックアップ、コーディネート）を備えた地域の民間施設等を支える拠点施設として位置づける必要がある。
- 施設の建て替えに当たっては、啓佑学園の18歳以上入所者の受け入れを考慮し、現在の定員数（300人）を維持する必要がある。

(今後の方向性)

○ セーフティネットを果たすための支援体制の拡充

県内の障害者支援施設の先導役として、家庭や地域での生活が困難な重度・最重度の障害者を受け入れることにより、セーフティネットの役割を果たす必要がある。

高齢化に伴う医療的ケアや強度行動障害に対応した支援のニーズが高まっており、看護師等の専門職員の確保など、セーフティネットを維持するための支援体制の拡充を図る必要がある。

○ 施設建替に向けた施設整備のあり方や整備方針等の検討

老朽化した現施設の建て替えに向けて、将来の施設整備のあり方や整備方針に関する具体的な検討を進めることが求められる。

検討に当たっては、啓佑学園の18歳以上入所者の受け入れ先の一つとなることも考慮する必要がある。

○ 地域生活移行の促進に向けた個別支援の強化

地域生活移行が可能な入所者については、より社会生活への適応性を高め、自立した生活ができるような個別支援や自立支援に取り組む必要がある。

(取り組むべき方策・対策)

(入所者の高齢化，障害の重度化等への対応)

- 医療的ケアや強度行動障害に対応した専門職員の確保や支援体制の構築
- 看護師などの専門職員の人材育成・確保
- 地域医療機関等との連携体制の構築

(施設・設備の老朽化への対応)

- 啓佑学園の18歳以上入所者の移行先確保や，船形コロニーの老朽化を踏まえた，船形コロニーの具体的な施設整備のあり方や方向性に関する検討
- 施設整備（建て替え）のための基本方針，基本構想の策定

(地域生活移行支援)

- 社会生活への適応性を高め，自立した生活を可能とするための自立支援メニューの作成・提供
- 入所者に関する定期的なアセスメントの実施による，入所者の特性や家族の意向を踏まえた適切な支援メニューの作成・提供
- 地域生活移行等を希望する家族等への相談支援のための体制の整備
- 短期入所機能や相談支援機能の拡充
- 施設退所後のフォローアップ支援
- 民間の障害者支援施設等に対する専門的支援やノウハウ等の提供

(その他取り組むべき方策・対策)

[地域・民間施設等]

- 地域生活移行先としての適切な居住の場の確保に向けた地域の環境整備
(高齢化・重度化対応型／共生型グループホームの整備等)

(施設整備の基本的な考え方)

- 啓佑学園の18歳以上入所者の受け入れ先の確保及び船形コロニーの老朽化への課題に対応するためには，平成29年度末までに，一定の入所定員を確保できる施設整備が必要である。
- 整備形態として，県内1か所に集約して整備する「集約型」と，県内の各地域に分散して整備する「分散型」が想定される。検討会においても，県立施設としての役割や財政負担の観点からの「集約型」と，地域における支援機能の充実や将来的な民営化を想定した観点からの「分散型」の両論が出された。今後，それぞれのメリット，デメリット及び将来的な民営化の可能性について，利用者や関係者等の意見を踏まえながら，具体的な比較検討を行い，整備方針や整備スケジュール等を決定していくことが求められる。
- 一方，特に啓佑学園の18歳以上入所者の移行先の確保は喫緊の課題であり，限られた期間内に施設整備を行い，早急に居住の場を確保する必要がある。このため，啓佑学

園の18歳以上入所者の移行先として確保すべき施設整備を先行して行い、残りの施設整備については、時間をかけて段階的に建て替える手法を検討すべきと考えられる。

- 施設整備に当たっては、限られた財源を有効に活用できるよう、経済性・効率性の確保を目指すとともに、民間の障害者支援施設や障害福祉サービス事業者を始めとする地域の社会資源との連携・協力により、障害者の支援の充実も確保していく視点が必要である。
- 施設整備と併せて、地域の医療機関や相談支援機関等との連携が図られ、施設の専門職員などの人材が十分に確保できる施設とするため、地域との連携や人材の確保に取り組む必要がある。
- 今後は、当事者である利用者やその家族の意向のほか、現場で働く職員の意向を確認するなどの配慮や丁寧な対応が求められる。
- 今後の施設整備の具体的な検討に当たっては、前述の内容を整理し、基本コンセプト等を検討するための場を個別に設定し、総合的・計画的に検討を進めていく必要がある。

(施設整備に対する意見)

- 啓佑学園の18歳以上入所者の移行先を早期に確保するためには、受け皿となる施設を現在の船形コロニーの場所に整備すべきである。残りの施設整備については、利用者目線から施設のあり方を検討し、時間をかけながら段階的に整備していくべきである。
- 利用者に対するきめ細やかな支援を行い、より透明性を確保するためには、今後、分散型の施設整備を検討すべきである。1か所の集約型は利用者目線での結論とは言えない。例えば、県内を3つの圏域にして、定員数80人+児童10人の多機能型のユニットタイプの入所施設とすることで、高齢になっても、引き続き同じ場所での生活が可能となる。
- 地域によって環境や社会資源が異なるはずであり、地域に根ざしたネットワークをつくらうとするのであれば、施設を分散させて、それぞれに主要な機能を備えたセンター機能を持たせ、各圏域の実情に合わせた方法で支援をしていく必要がある。
- 小さい規模であればあるほど、将来的な民営化が容易になる。また、各圏域に整備することで、地域における入所施設の役割や機能が活きる。大規模な施設を1か所に整備することは、県の障害福祉施策が20年後退するに等しい。

(スケジュール)

- 平成29年度までは、啓佑学園の18歳以上入所者の受け入れ先の確保や船形コロニーの老朽化の課題に対応するため、一定の入所定員を確保するための施設整備及び支援体制の整備を行う必要がある。
- 平成30年度以降は、船形コロニーの入所状況等を踏まえ、適正な定員数及び支援のあり方、新たな施設整備の必要性を再検討し、必要に応じて施設の役割・機能の見直しを行う必要がある。

(4) 地域の環境整備

- 県立障害児者入所施設のあり方は、障害児者の地域生活を支える環境整備と密接に関連している。
- 今回の検討会を通じて、障害児者やその家族が安心して生活できるための環境整備は十分ではなく、親亡き後を考えると、入所施設に頼らざるを得ない状況にあることが改めて確認された。
- 今後の取り組みに当たっては、県立障害児者入所施設の役割、機能の再編に対応した地域の環境整備を行っていくことが必要である。障害児者の居住の場の選択肢を広げ、希望する場所で安心して生活ができるよう、社会福祉施設等施設整備費補助事業等の活用により、高齢化や障害の重度化に対応したグループホームや関連施設等の整備を促進するとともに、地域の医療機関やその他の社会資源との連携・協力体制を構築し、障害児者を地域で支えるための体制づくりに取り組む必要がある。
- 県立3施設においては、入所児者本人の意志や特性を把握しながら、地域生活移行を可能とする支援体制の整備を行う必要がある。

(今後の方向性)

- **地域生活移行の促進に向けた支援体制の整備**
施設の入所児者の地域生活移行に向けた本人の意志や特性を把握し、それに向けた支援を行う体制を整備していくことが必要である。
- **重度の障害児者の生活の場の選択肢の拡充**
重度の障害があっても、高齢となっても、希望する場所で安心して生活できるよう重度の障害者の生活に対応したグループホーム等の居住の場や入所可能な施設の確保を推進することが求められる。
- **重度の障害児者の生活を地域で支えるための環境整備**
生活の場の整備に併せて、地域の医療機関やその他の社会資源との連携・協力体制を構築していく必要がある。

(取り組むべき方策・対策)

- 職員の支援技術の向上に向けた取り組み
- 重度障害者の地域生活を可能とするための地域の環境整備
(高齢化・重度化対応型／共生型グループホームの整備等)
- 地域の社会資源等との障害児者支援ネットワークの構築・強化

(その他取り組むべき方策・対策)

[啓佑学園，第二啓佑学園，船形コロニー]

- 地域生活移行が可能な入所児者に対する移行支援

(今後の方向性に対する意見)

- 障害者支援施設の定員の増員については、グループホームや支援体制の整備を推進しつつ、その必要性を見極めていくことが必要である。

(5) 人材の育成・確保

- 県立障害児者入所施設の支援の充実及び障害児者の地域生活を支える環境整備に当たっては、それを担う人材の確保が欠かせない。しかしながら、福祉に従事する人材の確保が非常に困難になっており、早急な対策が必要である。
- 特に看護師の確保は困難であり、医療が必要な方への支援ニーズが増えている中で切実な問題となっている。医療的ケアが必要な障害者への支援ニーズに対応するため、看護師や介護福祉士など医療や福祉等に従事する専門職の人材の確保に取り組む必要がある。
- 医療的ケアに対応するためには医師の協力が不可欠であることから、障害福祉に理解ある医師との連携や協力により、支援体制の充実を図る必要がある。

(今後の方向性)

- **集中的な人材確保策の取組**
県立施設としてのセーフティネットの役割を果たすため、支援体制の拡充とともに、従事する職員の確保・充実に向けた取り組みが必要である。
- **医療分野との連携・協力体制の構築及び看護師の確保策の強化**
入所者の高齢化や障害の重度化に対応するため、地域の医療機関や専門医師との連携・協力による支援体制の構築や看護師の確保に向けた取り組みが必要である。
- **障害福祉分野の人材育成の強化**
県立施設として、民間では困難とされる分野の支援に取り組み、支援方法に関する知識やノウハウを民間事業者等へ提供することで、専門知識や技術の普及を図る必要がある。

(取り組むべき方策・対策)

- 高齢者福祉分野等と連携した人材確保策の展開
- 医療分野への積極的な働きかけと連携・協力体制の構築
- 県立障害児者入所施設への人材育成・研修機能の付加，充実

6 おわりに

- 県立障害児者入所施設のあり方検討会は、この報告書のとおり、各施設及び地域が抱える課題の解決に向けた取り組みや今後の方向性について幅広く検討を行った。
- 県立施設は、入所児者の障害特性やライフステージに合わせた支援目標の設定や定期的なアセスメントにより、地域生活や民間施設等への移行の可能性を追求する必要がある。一方、地域で生活するためには、グループホームの整備や日中活動の場の確保などの地域の環境整備のほか、関係機関との緊密な連携やいざという時のセーフティネットの体制整備が必要であり、県立施設と地域の体制整備を一体的に進めることで、入所者及び家族等の不安の解消に努めながら、居住の場の選択を広げる取り組みが求められる。
- 各施設に目を向けると、啓佑学園は、虐待等による緊急ケースへの対応が求められており、いざという時に必要な支援を受けられるよう、第二啓佑学園を含めた支援体制づくりが急務である。一方、船形コロニーは、障害者の高齢化や障害の重度化への対応が課題となっており、看護師や支援員等の専門職員の育成・確保を含めて、医療的ケアへの対応など更なる支援体制の充実に向けた計画的な取り組みが求められる。
- また、船形コロニーの施設整備については、啓佑学園の18歳以上入所者の受け入れ時期や建て替え時期に併せて、ハード面・ソフト面双方からの一体的な整備が求められる。当面は期限が差し迫る啓佑学園の18歳以上入所者の受け皿の確保に向けて優先的に取り組む必要がある。県立施設として求められる役割や機能を具体的に整理し、施設整備に反映させるためには、段階的な施設整備についても検討していく必要がある。
- 今後の更なる検討に当たっては、利用者やその家族等への意向確認や情報提供など、丁寧な対応が望まれる。また、障害者が地域で自立した生活を送るためには、行政だけではなく、地域住民や民間事業者等の多くの関係者が主体的に関わり、実効性のある連携・協力体制のもとで、障害者の自立した生活の実現を目指す視点が重要である。
- なお、本報告書は、民間では担うことが困難な分野について、当面、県立施設として指定管理者制度により運営することを前提とした提言としているが、今後、地域の環境整備の進展や社会情勢等を踏まえ、必要に応じて県立施設としての役割・機能を整理し、県立施設としての必要性を再検討する必要があることは言うまでもない。
- 最後に、本報告書は、今後の県立障害児者入所施設の基本的な方向及び地域生活の受け皿となる地域の環境整備等に関する意見・提言をまとめたものである。県においては、それぞれの課題に対して、今後、具体的な方策や対策を検討し、今回の意見・提言を踏まえた施策を着実に実現させていくことを強く期待する。

県立障害児者入所施設のあり方検討会開催要綱

(目的)

第1条 県立障害児者入所施設の今後のあり方について学識経験者、民間施設運営者及び施設利用関係者等の意見の聴取を行うため、県立障害児者入所施設のあり方検討会（以下「検討会」という。）を開催する。

(検討内容)

第2条 検討会では、次の事項について意見をいただくものとする。

- (1) 児童福祉法改正に伴う18歳以上入所者の移行先確保に関すること。
- (2) 各施設の定員数に関すること。
- (3) 入所を必要とする要保護児童への対応に関すること。
- (4) 入所者の高齢化・障害の重度化への支援対応に関すること。
- (5) 施設・設備の老朽化対策に関すること。

(構成等)

第3条 検討会は、別表に掲げる者（以下「構成員」という。）の出席によって開催する。

- 2 検討会に会長を置き、それぞれ構成員の互選によって選任する。
- 3 会長は、検討会の会議において座長となる。

(会議等)

第4条 検討会の会議は、会長が招集する。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、検討会に構成員以外の関係者の出席を求めることができる。

(庶務)

第5条 検討会の庶務は、宮城県保健福祉部障害福祉課において処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年5月23日から施行する。
- 2 この要綱は、平成27年3月31日限りで、その効力を失う。

別表（第2条関係）

分 野	構成員数	摘 要
学識経験者	2人	
民間施設運営者	2人	
施設利用関係者	2人	
保健福祉行政関係者	4人	

県立障害児者入所施設のあり方検討会構成員名簿

(五十音順) (敬称略)

所 属	職 名	氏 名	備 考
富谷町福祉部長寿福祉課	課長	安積 春美	
東北学院大学 経済学部共生社会経済学科	教授	阿部 重樹	会長 (座長)
仙台白百合女子大学 人間学部心理福祉学科	教授	大坂 純	
社会福祉法人白石陽光園	常務理事	太田 清記	
宮城県中央児童相談所	所長	鎌田 康弘	
大崎市民生部社会福祉課	課長	鎌田 孝博	
仙台市北部発達相談支援センター	所長	佐久間 幸一	
宮城県啓佑学園親の会	会長	菅原 賢二	
宮城県船形コロニー育成会	会長	高見 恒憲	
社会福祉法人栗原秀峰会	総合副施設長	二階堂 明彦	

検討会の検討経過

会議	日時	主な検討内容
第1回 検討会	平成26年 6月11日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 検討会の設置目的とスケジュール ・ 県立障害児者入所施設の現状と課題の整理
第2回 検討会	平成26年 7月 9日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県立施設としての今後の方向性 ・ 地域生活移行や地域連携に向けた地域の課題の整理 (啓佑学園の18歳以上入所者の移行先確保) (新規入所児童の受け入れの確保)
第3回 検討会	平成26年 8月27日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県立3施設の今後の方向性 (施設整備を除く)
第4回 検討会	平成26年10月29日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県立施設の役割・機能 (再整理) ・ 船形コロニーの施設整備の方向性
第5回 検討会	平成27年 1月14日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 船形コロニーの施設整備の方向性 ・ 県立障害児者入所施設の今後の方向性 (まとめ)

資料編

1 宮城県の知的障害児者数等

◆宮城県の障害児者数の状況について（平成26年3月31日現在）（単位：人）

宮城県	人口	知的障害者	精神障害者	身体障害者	合計
	2,307,485	17,531	13,354	82,409	113,294
	対人口比	0.8%	0.6%	3.6%	4.9%
全国	人口	知的障害者	精神障害者	身体障害者	合計
	127,650,000	878,502	686,751	5,206,780	6,772,033
		対人口比	0.7%	0.5%	4.1%

※各障害者数は手帳交付者数

◆療育手帳所持者の障害程度別及び児・者別の推移（単位：人）

年度	A（重度）		B（中度）		合計
	18歳未満	18歳以上	18歳未満	18歳以上	
平成25年度	1,402	5,944	3,223	6,962	17,531
平成21年度	1,408	5,523	2,710	5,741	15,382
平成16年度	1,298	4,579	1,851	4,211	11,939

2 宮城県の障害児者入所施設数等

◆県内の障害児者入所施設の施設数・定員等（平成26年10月1日現在）

区分	施設数	定員数	現員数
福祉型障害児入所施設	2	70人	68名
啓佑学園	(1)	(60人)	(58名)
医療型障害児入所施設	5	590人	514名
拓桃医療療育センター	(1)	(120人)	(62名)
障害者支援施設（主に知的）	24	1,374人	1,291名
第二啓佑学園	(1)	(30人)	(30名)
船形コロニー	(1)	(300人)	(209名)
障害者支援施設（主に身体）	12	629人	624名
宿泊型自立訓練施設（主に知的／精神）	6	115人	84名
合計	49	2,778人	2,581名

※医療型障害児入所施設の定員数及び現員数は、障害者の人数を含む。

◆県立障害児者入所施設の待機者数（平成26年10月1日現在）

施設名	待機者数	待機者の所在地			待機者 平均年齢
		在宅	他施設入所	医療機関入院	
啓佑学園	3名	3名	0名	0名	12歳
第二啓佑学園	7名	1名	6名	0名	24歳
船形コロニー	10名	2名	7名	1名	27歳

3 特別支援学校(知的障害)児童生徒数・学級数

◆特別支援学校（知的障害）児童生徒数・学級数（平成26年5月1日現在）

（単位：人）

学校名	小学部		中学部		高等部		専攻科		合計	
	児童	学級	生徒	学級	生徒	学級	生徒	学級	児生	学級
光明支援学校	92	27	52	14	142	29			286	70
小松島支援学校	55	17	42	12	98	16			195	45
石巻支援学校	36	10	46	12	85	15			167	37
古川支援学校	55	15	40	9	92	17			187	41
気仙沼支援学校	18	9	19	7	46	11			83	27
名取支援学校	64	18	56	13	127	25			247	56
角田支援学校	21	7	18	5	63	11			102	23
同 白石校	5	4	7	4					12	8
利府支援学校	61	16	48	11	124	22			233	49
同 富谷校	27	10							27	10
金成支援学校	15	6	12	4	39	9			66	19
迫支援学校	23	8	25	7	50	9			98	24
山元支援学校	11	5	12	5	18	4			41	14
岩沼高等学園					137	16			137	16
小牛田高等学園					60	6			60	6
県立計	483	152	377	103	1,081	190			1,941	445
附属特別支援学校	18	3	18	3	25	3			61	9
鶴谷特別支援学校	53	15	38	9	61	12			152	36
いずみ高等支援学校					69	8	27	2	96	10
国・市・市立計	71	18	56	12	155	23	27	2	309	55
合計	554	170	433	115	1,236	213	27	2	2,250	500

4 啓佑学園

◆施設の概要（平成26年10月1日現在）

施設名	宮城県啓佑学園
種別	福祉型障害児入所施設
設置目的	知的障害児を保護するとともに、独立自活に必要な知識技能を提供する。
基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本人や家族が安全で安心した生活ができる環境の中で、一人ひとりの児童にあわせた身辺自立や社会生活の自立に向けた支援、育成を行う。 ○ 児童は家族と共に地域で暮らすことを基本とし、その入所事由の解消に向けた取り組みや進路について関係機関と連携して取り組む。
所在地	仙台市泉区南中山五丁目2番1号
開設	平成5年10月
建設	平成5年（築21年）
面積等	敷地 19,726.68 m ² 建物 6,752.89 m ² （RC2階建） 児童棟 1,829.01 m ² 成人棟 1,781.48 m ² 管理棟 3,142.40 m ²
定員	入所60人，短期入所4人
指定管理者	社会福祉法人宮城県社会福祉協議会（平成18年4月から指定管理者制度導入） （第一期：平成18年4月1日から平成23年3月31日） （第二期：平成23年4月1日から平成28年3月31日）
職員数	職員数47名（正職員22名，臨時職員等25名）
沿革	<p>平成5年10月 宮城県啓佑学園開園 （亀亭園児19人，小松島学園児47人を受入）</p> <p>平成13年4月 宮城県から宮城県福祉事業団に運営が委託され事業開始</p> <p>平成14年4月 厚生労働省の認可を得て，啓佑学園の定員100人を定員60人とし，定員30人の知的障害者更生施設（当時）として第二啓佑学園を併設して事業開始</p> <p>平成17年4月 三団体合併により宮城県社会福祉協議会が運営</p> <p>平成18年4月 指定管理者制度により，宮城県社会福祉協議会が5年間の指定管理を受ける</p> <p>平成23年4月 指定管理者制度により，宮城県社会福祉協議会が5年間の指定管理を受ける</p> <p>平成24年4月 福祉型障害児入所施設へ移行 障害者自立支援法の一部改正に伴い，経過的生活介護・施設入所支援の事業所指定を受ける</p>

(平成26年10月1日現在)

◆年齢構成 (単位：人)

区分	未就学	小学部	中学部	高等部	学卒者	計
男性	1	9	3	10	15	38
女性	2	2	2	5	9	20
計	3	11	5	15	24	58

◆年齢別状況

区分	平均年齢	最年長	最年少
男性	16歳	24歳	5歳
女性	17歳	26歳	6歳

◆入所期間別状況

区分	平均入所期間	最長入所期間	最短入所期間
男性	7年2か月	20年1か月	0年6か月
女性	6年12か月	17年5か月	0年6か月

(単位：人)

区分	1年未満	1年以上 3年未満	3年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上	合計
男性	3	8	7	10	5	5	38
女性	2	3	3	7	4	1	20
計	5	11	10	17	9	6	58

◆圏域別入所状況 (単位：人)

区分	仙台市	仙南	仙台	大崎	栗原
男性	12	0	8	10	0
女性	6	1	6	3	0
計	18	1	14	13	0

区分	登米	石巻	気仙沼	県外	合計
男性	0	8	0	0	38
女性	0	1	2	1	20
計	0	9	2	1	58

◆障害程度（療育手帳）（単位：人）

区分	A	B	無	合計
男性	30	7	1	38
女性	16	3	1	20
計	46	10	2	58

◆入退所状況の内訳（単位：人）

年度	退所 児者数	(内訳)					新規 入所児者数	年度当初 入所児者数	年度末 入所児者数
		家庭 復帰	成人 施設	GH CH	就労	その他			
H21	10	2	6	2	0	0	10	57	57
H22	8	3	5	0	0	0	6	57	55
H23	7	1	2	4	0	0	12	55	60
H24	7	0	3	4	0	0	4	60	57
H25	2	1	1	0	0	0	3	57	58
H26	5	—	2	2	—	1	5	58	—

◆年間利用実績（単位：人）

年度	入所（定員60人）		短期入所（定員4人）	
	延人数	利用率	実契約者数	延人数
H21	21,888	99.9%	31	1,074
H22	21,705	99.1%	30	978
H23	21,791	99.5%	39	615
H24	21,687	99.0%	12	164
H25	21,580	98.5%	10	203
H26	10,714	97.8%	8	85

5 第二啓佑学園

◆施設の概要（平成26年10月1日現在）

施設名	宮城県第二啓佑学園
種別	障害者支援施設
設置目的	知的障害者の程度が著しい等のため、独立自活の困難な心身障害者を入所させて、適切な保護、医療、生活指導、機能回復訓練、地域生活移行に向けた訓練を行う。
基本方針	○ 利用者が社会生活への適応性を高め、自立して豊かな生活が送れるよう、個別支援計画に基づき、生活スキルの向上に向けた支援を行う。 ○ 地域移行した障害者が安心して地域で暮らせるようバックアップ機能を展開していく。
所在地	仙台市泉区南中山五丁目2番1号
開設	平成14年4月
建設	平成5年（築21年）
面積等	敷地 19,726.68 m ² 建物 6,752.89 m ² （RC2階建） 児童棟 1,829.01 m ² 成人棟 1,781.48 m ² 管理棟 3,142.40 m ²
定員	施設入所支援（夜間）＋生活介護（日中）30人，短期入所3人
指定管理者	社会福祉法人宮城県社会福祉協議会（平成18年4月から指定管理者制度導入） （第一期：平成18年4月1日から平成23年3月31日） （第二期：平成23年4月1日から平成28年3月31日）
職員数	職員数29名（正職員20名，臨時職員等9名）
沿革	平成14年 4月 厚生労働省の認可を得て，啓佑学園の定員100人を定員60人とし，定員30人の知的障害者更生施設（当時）として第二啓佑学園を併設して事業開始 平成16年12月 地域生活援助事業（グループホーム）設置 平成17年 4月 三団体合併により宮城県社会福祉協議会が運営 平成18年 4月 指定管理者制度により，宮城県社会福祉協議会が5年間の指定管理を受ける 平成23年 4月 指定管理者制度により，宮城県社会福祉協議会が5年間の指定管理を受ける 平成23年11月 障害者自立支援法の一部改正に伴い，生活介護・施設入所支援の事業所指定を受ける

(平成26年10月1日現在)

◆年齢構成 (単位：人)

区分	20代	30代	計
男性	8	13	21
女性	5	4	9
計	13	17	30

◆年齢別状況

区分	平均年齢	最年長	最年少
男性	30歳	37歳	21歳
女性	30歳	37歳	25歳

◆入所期間別状況

区分	平均入所期間	最長入所期間	最短入所期間
男性	10年2か月	12年6か月	3年0か月
女性	9年6か月	12年6か月	5年0か月

(単位：人)

区分	1年未満	1年以上 3年未満	3年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	合計
男性	0	2	1	7	11	21
女性	0	0	2	3	4	9
計	0	2	3	10	15	30

◆圏域別入所状況 (単位：人)

区分	仙台市	仙南	仙台	大崎	栗原
男性	9	3	3	3	0
女性	3	0	3	1	0
計	12	3	6	4	0

区分	登米	石巻	気仙沼	県外	合計
男性	0	3	0	0	21
女性	1	1	0	0	9
計	1	4	0	0	30

◆障害支援区分 (単位：人)

区分	6	5	4	3	2	1	計
男性	2	9	10	0	0	0	21
女性	0	5	4	0	0	0	9
計	2	14	14	0	0	0	30

平均障害支援区分	4.77
----------	------

◆障害程度（療育手帳） (単位：人)

区分	A	B	合計
男性	21	0	21
女性	9	0	9
計	30	0	30

◆入退所状況の内訳 (単位：人)

年度	退所者数	(内訳)				新規入所者数	年度当初入所者数	年度末入所者数
		家庭復帰	成人施設	GHCH	就労			
H21	3	0	1	2	0	3	30	30
H22	0	0	0	0	0	0	30	30
H23	2	0	1	0	1	2	30	30
H24	0	0	0	0	0	0	30	30
H25	0	0	0	0	0	0	30	30
H26	—	—	—	—	—	—	30	—

◆年間利用実績 (単位：人)

年度	入所（定員30人）		短期入所（定員3人）	
	延人数	利用率	実契約者数	延人数
H21	10,950	100.0%	36	1,116
H22	10,950	100.0%	41	812
H23	10,691	97.6%	22	763
H24	10,811	98.7%	15	445
H25	10,771	98.4%	8	832
H26	5,371	97.8%	10	228

6 船形コロニー

◆施設の概要（平成26年10月1日現在）

施設名	宮城県船形コロニー
種別	障害者支援施設
設置目的	知的障害者の程度が著しい等のため、独立自活の困難な心身障害者を入所させて、適切な保護、医療、生活指導、機能回復訓練、地域生活移行に向けた訓練を行う。
基本方針	（施設入所支援、生活介護） 利用者個人の尊厳を大切に、一人ひとりの意思を尊重した障害福祉サービスを提供することで、心身ともに健やかに育成するとともに、利用者が持っている能力に応じて自立した日常生活を地域社会において営むことができるよう支援する。
所在地	黒川郡大和町吉田字上童子沢21
開設	昭和48年8月
建設	おおくら園 昭和49年（築40年） かまくら園 昭和56年（築33年） とがくら園 平成5年（築21年）
面積等	敷地 466,603.24 m ² 建物 20,228.60 m ² （うち居住棟 9,625.21 m ² ）
定員	施設入所支援＋生活介護300人（受入可能人数210人） 就労継続支援B型20人，短期入所10人
指定管理者	社会福祉法人宮城県社会福祉協議会（平成18年4月から指定管理者制度導入） （第一期：平成18年4月1日から平成23年3月31日） （第二期：平成23年4月1日から平成28年3月31日）
職員数	職員数157名（正職員102名，臨時職員等55名）
沿革	昭和48年8月 心身障害者総合援護施設（更生施設）はちくら居住区開設 昭和49年10月 心身障害者総合援護施設（更生施設）おおくら居住区開設 昭和52年8月 心身障害者総合援護施設（授産施設）まつくら居住区開設 昭和56年6月 心身障害者総合援護施設（更生施設）かまくら居住区開設 平成5年10月 心身障害者総合援護施設（更生施設）とがくら居住区開設 平成9年4月 「居住区」から「園」に名称変更 平成11年4月 各園を「センター機能」方式に変更 平成14年4月 知的障害者授産施設通所部開設 平成14年11月 船形コロニー解体宣言

沿 革	平成15年	4月	各園の「センター」機能方式の廃止 地域移行推進担当職員2名配置
	平成16年	4月	地域移行推進室設置
	平成17年	3月	知的障害者授産施設を廃止
	平成17年	4月	三団体合併により宮城県社会福祉協議会が運営 知的障害者更生施設通所部を設置 地域移行推進室を部に変更
	平成18年	4月	指定管理者制度により、宮城県社会福祉協議会が5年間の 指定管理を受ける 知的障害者更生施設へ移行 入所定員の変更（定員300人） 「はちくら園（旧はちくら居住区）」を閉鎖
	平成18年	10月	障害者支援施設へ移行
	平成19年	4月	「旧セルフふながた（旧まつくら居住区）」を閉鎖
	平成23年	4月	指定管理者制度により、宮城県社会福祉協議会が5年間の 指定管理を受ける
	平成23年	11月	新事業体系に移行し、施設入所支援・生活介護へ変更、通 所部が就労継続支援B型に変更

(平成26年10月1日現在)

◆年齢構成

(単位：人)

区分	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代	90代	計
男性	14	18	48	30	24	10	2	0	146
女性	5	5	8	19	17	7	1	1	63
計	19	23	56	49	41	17	3	1	209

◆年齢別状況

区分	平均年齢	最年長	最年少
全体	50歳	92歳	21歳
男性	48歳	81歳	21歳
女性	55歳	92歳	23歳

◆入所期間別状況

区分	平均入所期間	最長入所期間	最短入所期間
全体	19年2か月	41年1か月	0年1か月
男性	18年3か月	41年1か月	0年1か月
女性	21年3か月	41年1か月	0年4か月

(単位：人)

区分	1年未満	1年以上 3年未満	3年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 30年未満	30年以上 40年未満	40年以上	合計
	男性	5	8	13	16	18	13	42	20	
女性	2	5	4	7	7	1	13	12	12	63
計	7	13	17	23	25	14	55	32	23	209

◆圏域別入所状況

(単位：人)

区分	仙台市	仙南	仙台	大崎	栗原
男性	38	8	29	31	12
女性	13	5	15	11	9
計	51	13	44	42	21

区分	登米	石巻	気仙沼	県外	合計
男性	5	18	2	3	146
女性	1	7	1	1	63
計	6	25	3	4	209

◆障害支援区分 (単位:人)

区分	6	5	4	3	2	1	計
男性	43	48	38	16	1	0	146
女性	29	18	15	1	0	0	63
計	72	66	53	17	1	0	209

平均障害支援区分	4.91
----------	------

◆障害程度 (療育手帳) (単位:人)

区分	A	B	合計
男性	133	13	146
女性	60	3	63
計	193	16	209

◆障害程度 (身障手帳) (単位:人)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	無	合計
男性	16	9	6	3	0	0	112	146
女性	16	6	1	5	0	0	35	63
計	32	15	7	8	0	0	147	209

◆入退所状況の内訳 (単位:人)

年度	退所者数	地域移行者数				その他			新規入所者数	年度当初入所者数	年度末入所者数
		単身生活	家庭復帰	GH CH	施設替え (GH前提)	施設替え (移し替え)	死亡	その他 (長期入院)			
H15~20	314	2	8	156	50	49	46	3	53	477	216
H21	12	0	1	3	0	0	8	0	3	216	207
H22	12	0	0	4	0	1	7	0	15	207	210
H23	8	0	0	1	0	0	7	0	8	210	210
H24	8	0	0	0	0	0	8	0	7	210	209
H25	5	0	0	1	1	0	2	1	6	209	210
H26	5	0	0	1	0	0	4	0	4	210	—

◆年間利用実績

(単位：人)

年度	入所 (利用可能定員210人)		短期入所 (定員10人)	
	延人数	利用率	実契約者数	延人数
H21	76,113	99.3%	10	1,720
H22	74,324	97.0%	26	1,549
H23	74,899	97.7%	33	1,666
H24	74,165	96.8%	33	1,603
H25	74,606	97.3%	33	1,350
H26	37,077	96.5%	21	476

◆高齢化の推移 (各年度4月1日現在)

年度	入所者数 ①	平均年齢	65歳以上		高齢化率	
			②	75歳以上	②/①	75歳以上割合
H15	449名	47.6歳	64名	20名	14%	4%
H21	216名	51.1歳	40名	10名	19%	5%
H22	206名	51.5歳	37名	15名	18%	7%
H23	209名	50.1歳	31名	15名	15%	7%
H24	209名	50.5歳	34名	14名	16%	7%
H25	209名	50.0歳	31名	12名	15%	6%
H26	210名	50.6歳	42名	12名	20%	6%

◆医療行為及び医療的ケア対象者

(単位：人)

施設名/支援内容	精神科薬服用	定期浣腸	インシュリン	胃瘻	喀痰吸引	人工肛門
おおくら園	40	1	0	0	0	0
かまくら園	51	5	0	0	0	0
とがくら園	58	12	3	5	1	2
合計	149	18	3	5	1	2